

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第2編 酒税法関係 第3条 その他の用語の定義 (共通事項) 7 酒類の原料として取り扱わない物品 次に掲げる物品は、酒類の原料として取り扱わない。 なお、その使用について食品衛生法の適用を受けることに留意する。 (1) (省略) (2) 発酵を助成促進し又は製造上の不測の危険を防止する等専ら製造の健全を期する目的で、仕込水又は製造工程中に加える必要最小限の次の物品 イ～ホ (省略) へ <u>タンニン(抽出物)</u>、ポリビニルポリピロリドン ト・チ (省略) リ ぶどうを主原料とした果実酒及び甘味果実酒の製造工程中に加えるキチングルカン、ビニルイミダゾール・ビニルピロリドン共重合体、<u>フェロシアン化カリウム</u>、<u>亜硫酸水素アンモニウム水</u>、<u>メタ酒石酸</u>、<u>D L－酒石酸カリウム</u>、<u>L－酒石酸カルシウム</u>、<u>L－酒石酸カリウム</u>、<u>炭酸水素カリウム</u> (3)～(8) (省略)	別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第2編 酒税法関係 第3条 その他の用語の定義 (共通事項) 7 酒類の原料として取り扱わない物品 次に掲げる物品は、酒類の原料として取り扱わない。 なお、その使用について食品衛生法の適用を受けることに留意する。 (1) (同左) (2) 発酵を助成促進し又は製造上の不測の危険を防止する等専ら製造の健全を期する目的で、仕込水又は製造工程中に加える必要最小限の次の物品 イ～ホ (同左) へ <u>ろ過助剤(ポリビニルポリピロリドン)</u> ト・チ (同左) リ ぶどうを主原料とした果実酒及び甘味果実酒の製造工程中に加えるキチングルカン、ビニルイミダゾール・ビニルピロリドン共重合体、<u>亜硫酸水素アンモニウム水</u>、<u>メタ酒石酸</u>、<u>D L－酒石酸カリウム</u>、<u>L－酒石酸カリウム</u> (3)～(8) (同左)